

流山市消防庁舎建設基本計画

令和2年11月

流山市消防本部

目次

第1章 計画の目的

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 上位計画の整理

- 1 総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 まちづくりの基本政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 流山市の概要

- 1 流山市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 流山市消防本部の現状と課題

- 1 消防本部の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 消防署と消防団の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 消防団の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 火災件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 救急出動件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7 署別の救急出動件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 8 ハード面での課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 9 ソフト面での課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 10 改善された点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第5章 基本理念・基本方針

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第6章 計画地の周辺の状況と概要

- 1 計画地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 計画地の用途制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 インフラの整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第7章 施設整備方針

- 1 基本的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 庁舎建築物の規模と構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 施設づくりの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 各諸室の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 5 庁舎以外の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 6 諸室の規模・面積と設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

参考資料

1	消防車両の配置状況（常備）・・・・・・・・・・・・・・・・	37
2	機械器具の保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・	38

第1章 計画の目的

1 計画の目的

流山市は、平成17年8月のつくばエクスプレス（以下「TX」という。）の開通後、地域の活性化が進み、流山おおたかの森駅は沿線第3位、南流山駅は沿線第4位の乗降客を要しています。

現在までに市内5か所で、TX沿線の一体型特定土地区画整理事業が施行され、基盤となる都市計画道路、宅地等の整備が着実に行われています。

特に流山おおたかの森駅を中心としたおおたかの森地区では、乗り換えとしてのポテンシャルの高さ等から、大規模な共同住宅の建設、宅地分譲が進んでいます。

それに伴い、救急の出動件数も年々増加傾向にあり、市民の安心安全を守るため、部隊の増員や装備・設備の更新、また災害の多様化への対応が急務となっています。

平成27年8月に策定した公共施設等総合管理計画では、基本方針において、庁舎・消防・学校・供給処理施設の4用途は「自治体経営、まちづくりの根幹に係る主要施設であり、災害時の防災拠点としての機能、民間の代替可能性も低いことから市が保有・経営することを原則とする。これらの施設に関しては、重点投資により施設の基本性能の維持・向上を図りつつ、他用途の施設の複合化・集約化により地域コミュニティの核・防災拠点として有効活用を図る。」としています。

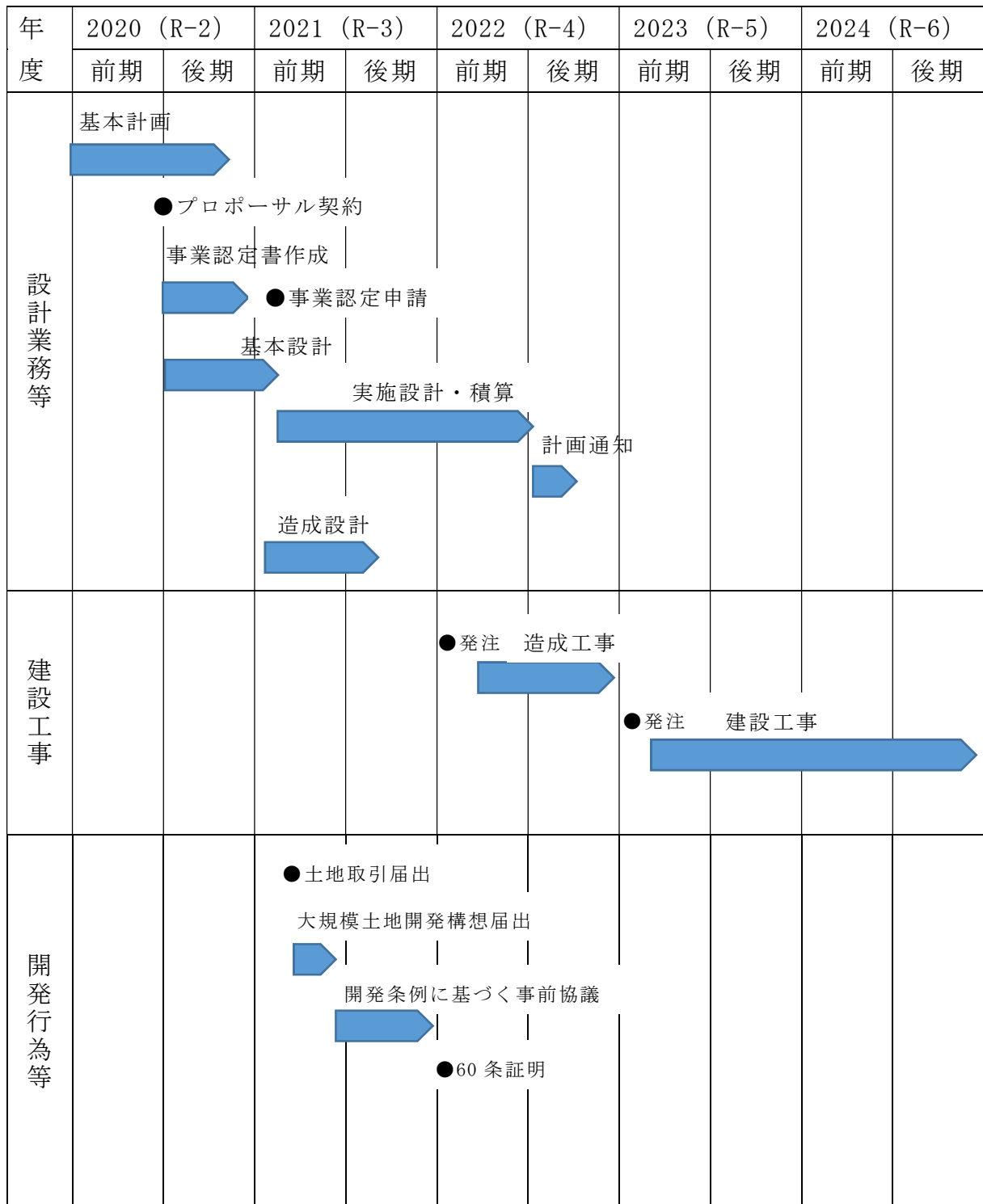
しかしながら、現消防本部庁舎は1974年（昭和49年）5月に竣工し、築年数が46年を経過している。（鉄筋コンクリート造3階建て延べ床面積1501.1㎡）その後、平成4年6月に事務室の増築工事（鉄骨造2階建て102.6㎡）を経て現在に至っています。

この基本計画は、令和6年度に移転を予定している流山市消防庁舎（消防本部及び中央消防署）の建設に向けた基本的な計画を提示するものです。

流山市消防が目指す、市民の生命、身体及び財産を守り、市民の方々が安心して住める街づくりに向け、将来にわたって「市民を守る消防」「市民から愛される消防」「流山消防のあるべき姿」をここに示すものです。

2 計画スケジュール

移転竣工までの建設の実施スケジュールの概要を、図－1 に示します。



(図－1)

第2章 上位計画の整理

1 総合計画

令和元年度に策定した流山市総合計画で、次のように定めています。

本市が目指すまちのイメージは「都心から一番近い森のまち」とします。

この「都心から一番近い森のまち」の実現に向け、6つの「まちづくり基本政策」とその根底に共通する「まちづくりの基本理念」を掲げています。

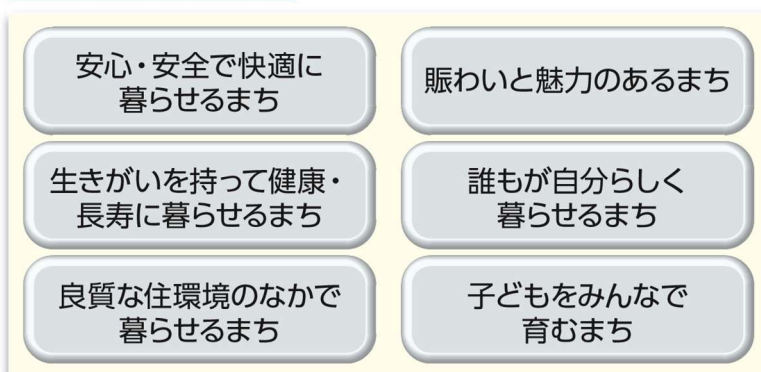
《目指すまちのイメージ》

都心から一番近い森のまち

目指すまちのイメージ



まちづくりの基本政策



まちづくりの基本理念



《総合計画より抜粋》

2 まちづくりの基本政策

消防・救急に係る施策については、まちづくり基本政策「1 安心・安全で快適に暮らせるまち」で次のように定めています。

施策 1－2 消防・救急

【施策の目的】

火災や事故などの災害から、市民の生命と財産を守る

【まちの状態指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
人口 1 万人当たりの出火件数	件	火災件数÷人口× 10,000	1.4 (2018年)	↓
救急出動件数	件	消防本部	8,289 (2018年)	－

【現状と主要課題】

- 消防体制は、消防本部に中央、東、南、北の 4 署に、6 つの方面隊・22 の分団からなる消防団によって組織されています。このうち消防団は、平成 31（2019）年 4 月 1 日現在、定員 300 人に対する実員が 297 人、定員充足率は 99.0 パーセントであり、全国平均の 91.8 パーセントを上回っています。
- 平成 30（2018）年の建物火災件数は 17 件で、平成 25（2013）年と比べて約 1 割（2 件）減少しており、人口 1 万人当たりの出火件数は 1.4 件と全国平均の 3.0 件を大きく下回っています。
- 救急出動件数は、全国的な傾向と同様に、本市も一貫して増加傾向で推移しており、平成 30（2018）年は 8,289 件、平成 25 年（2013）年の約 1.3 倍（1,875 件増）に増加しています。
- 近年、集中豪雨や地震による自然災害が頻発するとともに、消火活動も火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロなどの特殊な災害や事故など極めて多岐にわたっています。
- このような状況下、大規模化・多様化する災害や事故から、市民の貴重な生命、身体及び財産を守る責務を十分に果たすことができるよう、消防体制及び救急救助体制のより一層の強化を図ることが求められています。

○また、昭和49（1974）年に建設され45年を経過し、老朽化が進んでいる消防本部・中央消防署について、建替えを進める必要があります。

【施策の展開方向】

1 消防体制の強化

- 消防本部・中央消防署の移転建替え
- 東消防署や北消防署の大規模改修
- 若手消防職員への消防技術・技能の継承
- 消防庁舎や消防団機械器具置場などの消防施設の適正な維持管理
- はしご車や高規格救急車などの消防車両の計画的な更新整備
- 消火栓や防火水槽などの消防水利の整備
- 消防団の装備品・資機材の計画的な更新
- 消防団員の定員充足率の維持

2 救急救助体制の強化

- 人口動態に対応した救急隊の適正配置
- 救急救命士の養成
- 救急医療機関との協力体制の強化

3 消防・救急意識の向上

- 防火対象物に対する防火安全対策指導
- 市民向けの心肺蘇生法や応急処置などの講習会の開催
- 救急車の適正利用の普及啓発

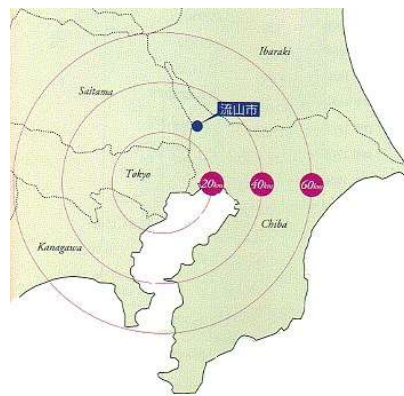
【主な個別計画等】

- ・地域防災計画／令和元年（2019）年度
- ・消防施設の個別施設計画／平成30年（2018）年度

第3章 流山市の概要

1 流山市の概要

本市は、都心から25キロメートル圏内に位置し（図－2）、市域は35.32平方キロメートルと比較的コンパクトな面積であり、緑豊かで閑静な住宅都市となっています。西に江戸川、北に利根運河が流れ、古く江戸時代から水運の拠点として栄えてきたまちです。明治初期には、葛飾県庁や旧千葉師範学校の前身が置かれるなど、一時は東



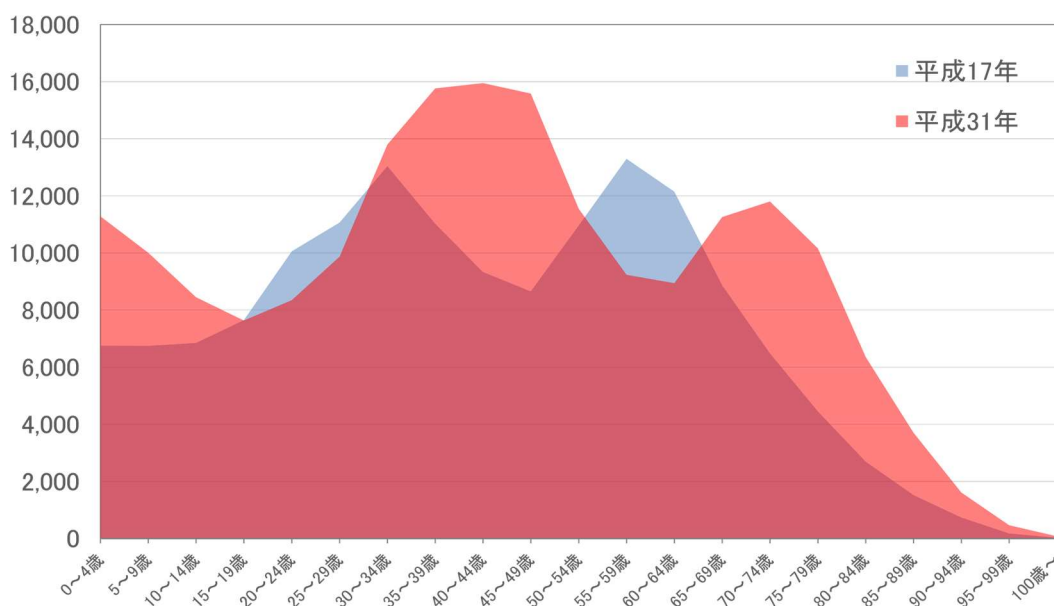
（図－2）

葛飾地域の行政の中心地でありました。しかし、輸送の主流が水運から鉄道に移行していくにしたがい、水運業で栄えたまちは昔の活気を失っていきました。

高度経済成長期には、東京に通勤する郊外都市として、鉄道路線に沿って住宅開発が進みましたが、流鉄流山線、ＪＲ武蔵野線を中心とした南部地域、東武野田線を中心とした北部地域、また、ＪＲ常磐線を中心とした東部地域と３つの地域に分散され、市の中心核がない状況になりました。

しかし、平成17年8月にＴＸが開通し、それに併せてＴＸ沿線では５地区、約627ヘクタールにおいて一体型特定土地区画整理事業により宅地開発が進み新駅を中心に大型マンションやショッピングセンターなどの大型商業施設の進出が進んでいます。

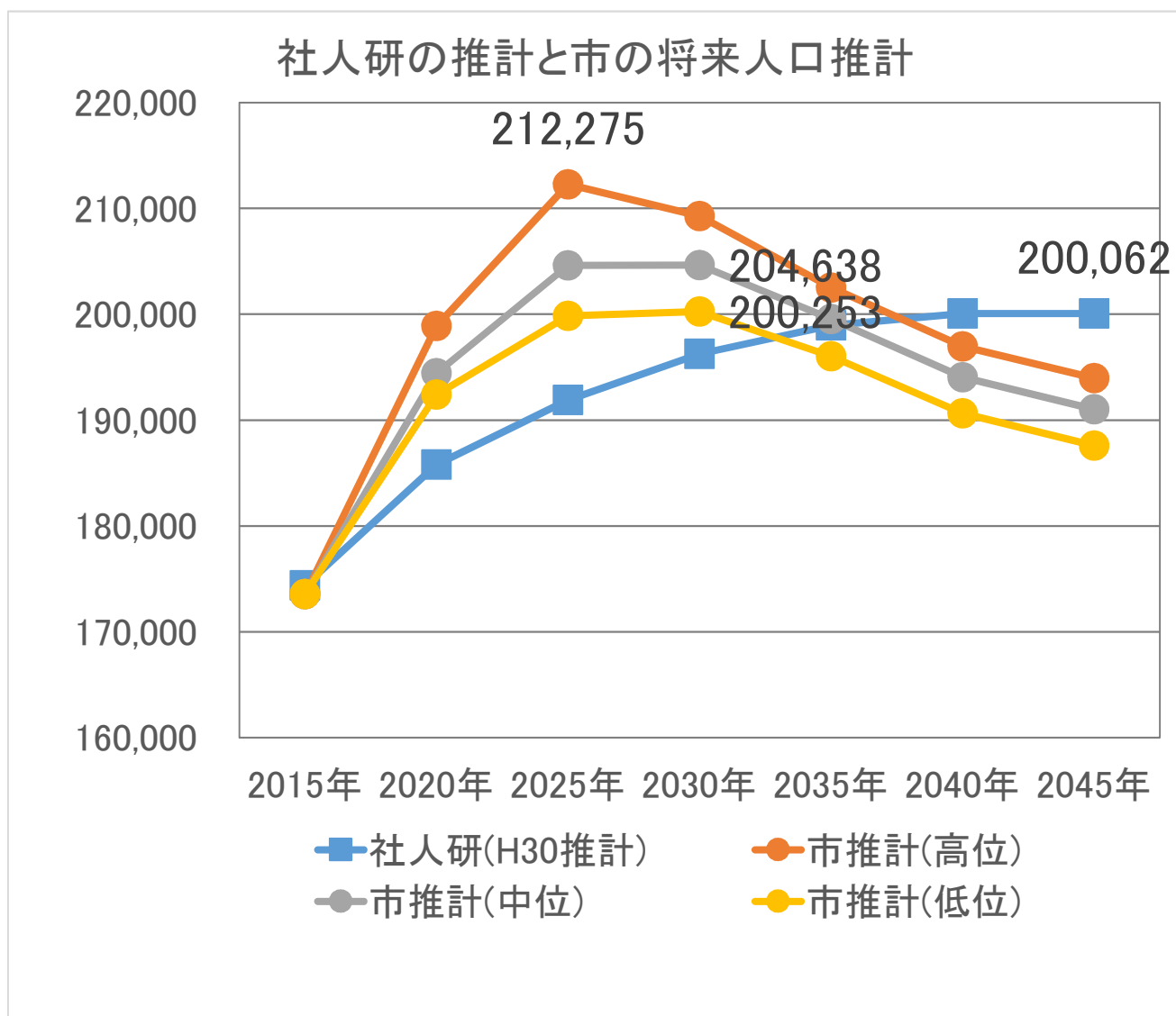
また、市役所内に全国でも珍しいマーケティング課を設け、「母になるなら流山市」といったキャッチコピーを発信するとともに、子育て世代の居住促進として送迎保育ステーション事業を展開することで、30代から40代の子育て世代と未就学児が急激に増加しています。（図－3）



（図－3）年齢別人口構成

2 人口の推移

本市の常住人口（住民基本台帳）は、令和2（2020）年4月1日現在、196,652人であり、現消防庁舎が建設された昭和49年の本市常住人口72,908人と比べて約2.7倍に増加しています。増加人口は、平成6（1994）～平成11（1999）年が3,541人（2.4%増）、平成11（1999）～平成16（2004）年が2,444人（1.6%増）と比較的緩やかに推移していたのに対し、TX開業後は、平成21（2009）～平成26（2014）年が12,067人（7.6%増）、平成26（2014）～平成31（2019）年が21,299人（12.5%増）に大きく拡大しています。



最新データ（参考）

人口増加数ランキング（2019） 5,074人（全国7位、県内1位）

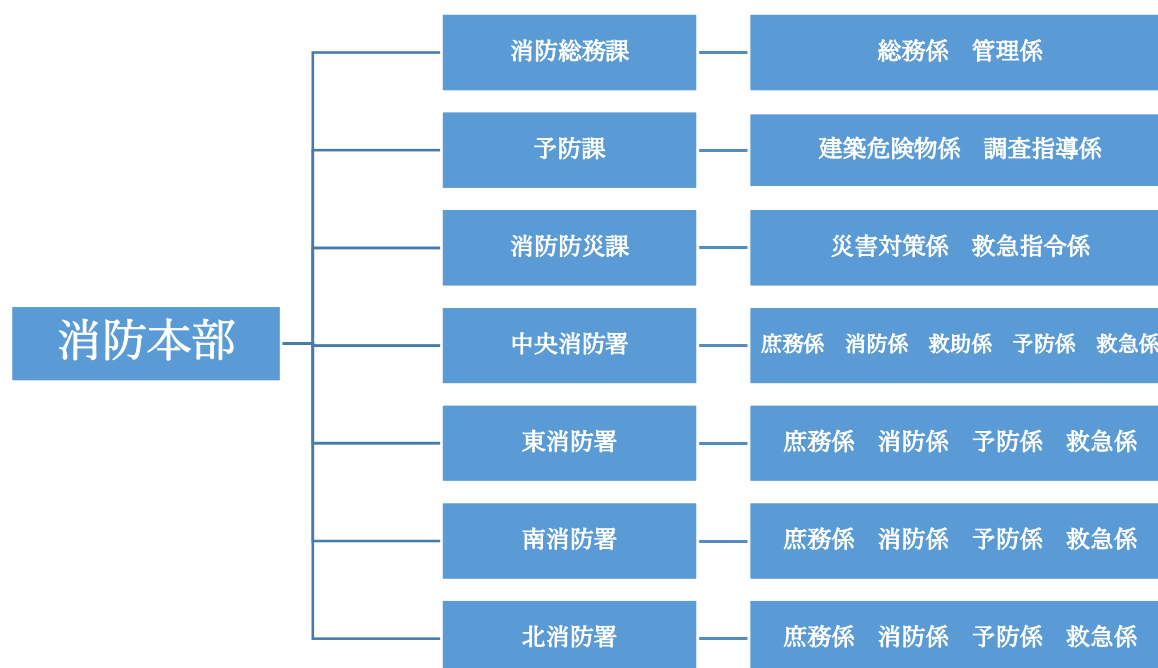
人口増減率ランキング（2019） 2.74%（全国9位、県内1位）

年少人口（15歳未満）増加数ランキング 1,369人（全国1位）

合計特殊出生率（2017） 1.622（1都6県上位3位、県内1位）

第4章 流山市消防本部の現状と課題

1 消防本部の体制



2 消防署と消防団の配置状況

本市における消防施設は、中央消防署（消防本部併設）、北消防署、東消防署、南消防署の4消防署と22の消防団から成っています。（図—4）

消防署は東消防署を除き、市域の西側に配置されており、4分30秒以内に到着可能な距離を消防署から半径2.5キロメートルとした場合、市の東側に整備指針に満たない地域が生じています¹。

3 消防団の役割

流山市の消防団は昭和26年に「江戸川町消防団」として発足し、60年を超えたところです。

常備消防が発足したのは、その後の昭和39年ですので、消防団はその以前から防火・防災に寄与してきたところです。

現在は常備の消防職員が火災・救急などに備え、24時間交代で勤務していますので、通報があればすぐに対応できます。しかしながら、地震などの大規模な災害や、消防職員だけでは人員が足りない場合などは消防団の組織力が必要になってきます。また、火災の後の警戒や、火災予防の広報、水害対策など、地域にあったきめ細かな活動が消防団の大きな役割として、今後も期待しているところです。

¹ 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）同解説では、「効率的な消防活動を実施するために、市街地にできるだけ広範囲に消防ポンプ自動車が行走限界時間（4.5分）に到着できるよう、道路交通状況等を勘案して、署所が市街地内にバランスよく配置されることが重要である。」とされています。



消防署・消防団位置図（図一4）

4 職員の配置状況（令和2年4月1日現在）

流山市消防本部、各消防署、千葉北西部消防指令センターにおける職員の総数は199名であり、各部署への配置状況は以下のとおりです。

消防本部	消防長	消防総務課	予防課	消防防災課	総数
配置職員数 (うち女性の人数)	1 (0)	7 (0)	9 (1)	14 (0)	31 (1)

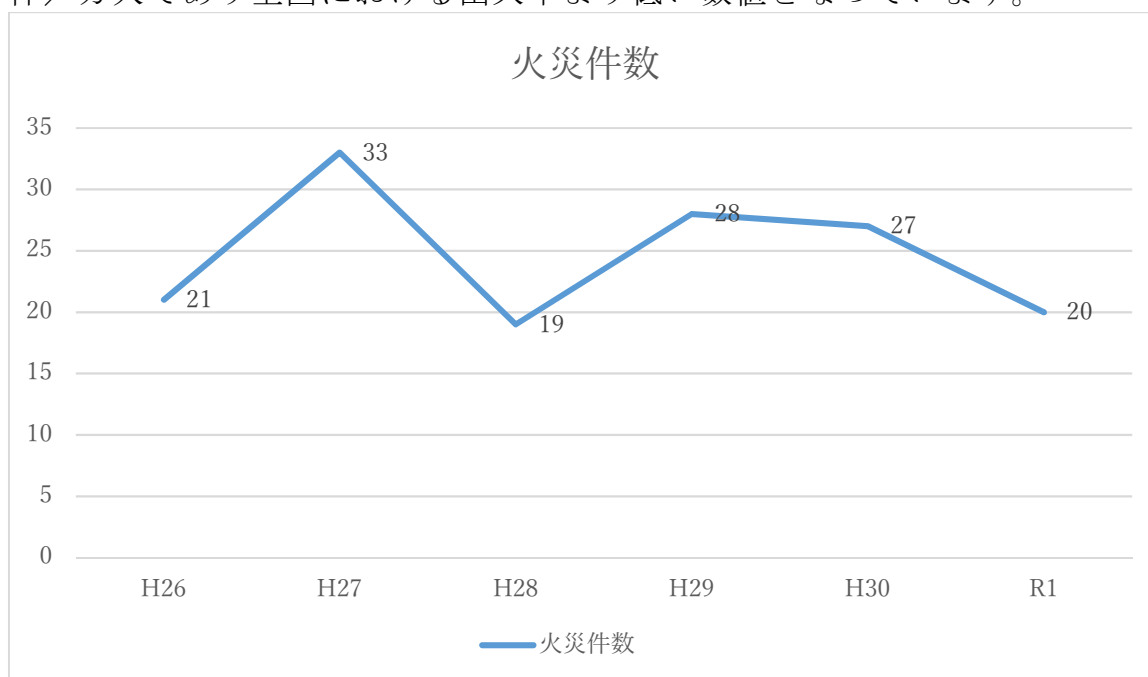
消防署	中央消防署	東消防署	南消防署	北消防署	総数
配置職員数 (うち女性の人数)	59 (1)	31 (0)	39 (1)	39 (0)	168 (2)

5 火災件数の推移

本市における建物火災件数については、年による増減はあるものの、明確な傾向はみられません。（図－5）

総務省消防庁が発表している消防白書（令和元年度版）では、出火率（人口1万人あたりの出火件数）は全国平均で3.0件／万人となっており、平成20年の全国平均4.1件／万人と比較し、26.8％の減少となっています。

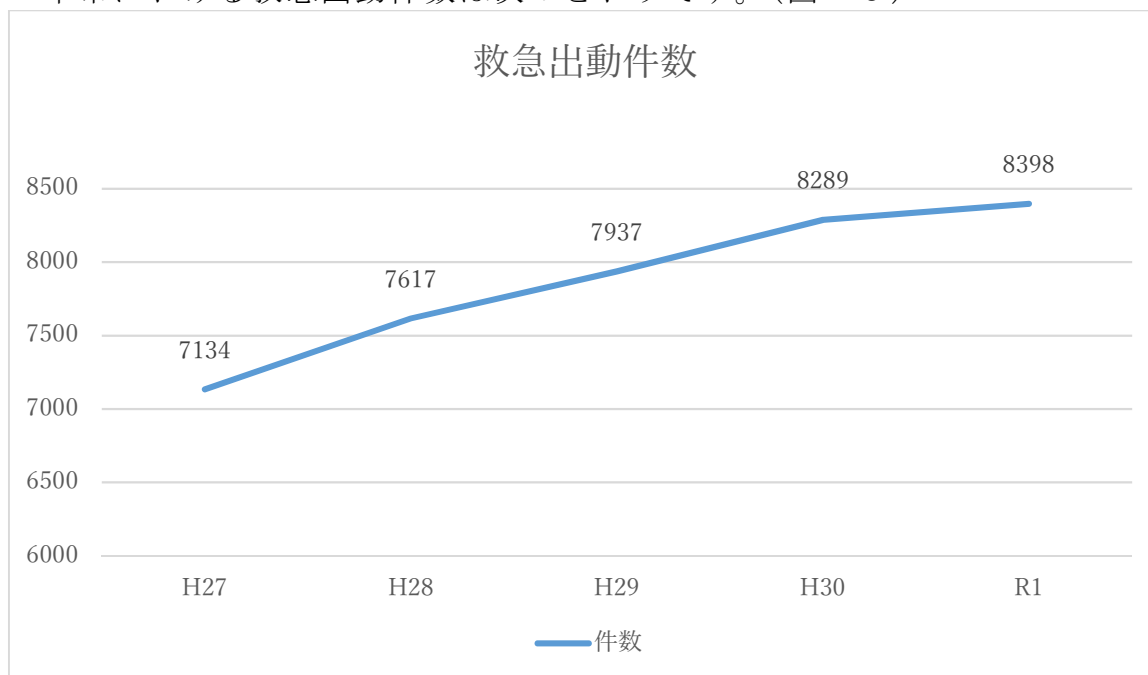
人口19万人の本市においては、平成30年における出火率は1.4件／万人であり全国における出火率より低い数値となっています。



（図－5）

6 救急出動件数の推移

本市における救急出動件数は次のとおりです。(図―6)



(図―6)

平成27年の出動件数7,134件に対して、令和元年は8,398件と17.7%増加しています。令和元年における事故種別ごとの出動件数では、「急病」によるものが5,600件と全体の66.6%を占めており、次いで、「一般負傷」1,338件(15.9%)、「その他」695件(8.2%)、「交通」561件(6.6%)となっています。

7 署別の救急出動件数

署別の救急出動件数は下の表のとおりであり、中央消防署は2隊体制であることから全体の出動件数8,398回のうち中央消防署は3,253回と38.7%を占めています。

署	中央消防署 (2隊)	東消防署	南消防署	北消防署	計
出動件数	3,253	1,581	1,579	1,985	8,398

区 分		火 災	自然 災害	水 難	交 通	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加 害	自損 行為	急 病	そ の 他	計
中央消防署 (2隊)	出動 件数 (件)	3	1	1	244	27	28	524	13	18	2,153	241	3,253
	救護 人員 (人)	0	0	0	275	27	29	507	12	10	2,085	156	3,101

8 ハード面での課題

① 現庁舎の耐震性能

現消防庁舎及び中央消防署は昭和49年（1974年）5月に建築された建築物で既に46年が経過しています。平成16年に行った耐震診断では、構造耐震指標である I_s 値²が1階から3階までの短辺X方向と長辺Y方向ともに0.75の目標基準以上と一定の耐震性能は保持されていると診断されましたが、首都直下型地震などの大規模地震が発生した場合に現庁舎が被害を受けないという保証はありません。防災拠点としての耐震性能を有していることが消防活動をするうえでは最重要課題と考えます。

② 現庁舎の狭隘化解消

先に述べたように、現庁舎は昭和49年に建築され、鉄筋コンクリート造3階建て、その後2回の増築を繰り返し、延べ床面積は1,656.7平方メートルです。

昭和49年の本市常住人口は72,908人、世帯数は20,442世帯であった。令和2年4月1日現在の人口は196,652人であり、当時の約2.7倍、現在の世帯数は82,881世帯であり、当時の約4.1倍となっています。消防職員の増加、保有車両の増加を踏まえると現庁舎では狭隘であり、設備も老朽化していることを鑑み、早急に新たな庁舎を建設し、市内3か所の消防署と連携し、さらなる消防力の増強を図ることが重要です。

③ 消防庁舎の位置

第4章2において記載したとおり、消防署は東消防署を除き、市域の西側に配置されており、出動から4分30秒以内に到着可能な距離を消防署から半径2.5キロメートルとした場合、市の東側に整備指針に満たない地域が生じている。計画地に移転することで、駒木地区等、市の東地域エリアまでカバーすることが可能となります。

④ 現状の消防活動

災害の多様化に対応するため、より専門的知識や高度な技術習得のための訓練施設が必要となります。

⑤ 設備の老朽化

築46年が経過していることから、建築物に付帯する給排水、ガス、電気、通信機器等が老朽化しています。また、昨今に高度な消防・救急活動

² I_s 値とは、構造耐震指標をいい、地震力に対する建物の強度、靱性（じんせい：変形能力、粘り強さ）を考慮し、建築物の階ごとに算出します。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」告示（平成18年度国土交通省告示第184号と第185号）により、震度6～7程度の規模の地震に対する評価について、 I_s 値が0.6以上であれば倒壊、または崩壊する危険性が低いとされています。なお、防災拠点においては、その用途によって、耐震指標の1.25倍または1.5倍の強度が必要とされています。

に必要とされる資機材等が導入されており、効率的に運用するためにもそれに対応できる設備が必要となります。

今後、あらゆる災害に対応できる機能・安全性を持ち、大規模災害においても自立して業務継続可能な庁舎（ＢＣＰ庁舎）とするため、電力の確保が最重要となります。非常時自家用発電装置や太陽光発電など再生可能エネルギーの活用が重要です。

⑥ バリアフリーの観点

これからの消防庁舎に求められるものは、機能面のみならず効率的でなければなりません。そのためにも新たな庁舎の内外部においてはバリアフリー化し、迅速な作業の弊害を極力取り除くとともに、市民に開かれた庁舎とするためにユニバーサルデザインの考え方を取り入れる必要があります。

９ ソフト面での課題

① 女性消防吏員の活躍推進

近年、女性消防職員を採用する消防本部は増加傾向にありますが、まだまだ採用実績が少ないのが現状です。その理由の一つである女性消防職員の就業に必要な施設、例えば、女性用の仮眠室、浴室、トイレなどの整備が整っていないことが挙げられます。将来、女性消防職員が活躍できる場を確保するためきめ細かな^{しつら}設えを用意し、より一層の男女共同参画を促進していかなければなりません。

（総務省消防庁 HP より抜粋）

消防本部における女性消防吏員³は、昭和４４年に初めて採用されました。当時は、家庭の主婦や高齢者、子ども等に対する防火・防災教育等の予防教務（毎日勤務）が主な活躍の場でした。以降、女性消防吏員数は年々増加し、担当業務についても、平成６年の女子労働規準規則（現・女性労働規準規則）の一部改正により、女性消防吏員に係る深夜業の規制が



³ 消防吏員：消防吏員とは、階級を有し、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者をいいます。平成３０年４月１日現在、全国に１６３，３６９人おり、そのうち女性は４，４７５人となっています。

解除され、予防業務の他に交代制勤務、すなわち、指令管制、救急隊、消防隊などの業務も可能となり、活躍の場が広がりました。平成30年4月1日現在で、消防吏員全体に占める女性の割合は2.7%とまだまだ少ない状況ですが、住民サービスの向上などの観点から、さらなる活躍が期待されており、女性消防吏員の活躍を推進していきます。

② プライバシーの確保

消防職員は24時間体制で地域の消防・救急活動を継続していかなければならず、常に緊張の連続となります。つかの間の休息、休憩では極力個人の時間を確保できるようプライバシーの確保は重要であると考えます。

③ 災害時における消防職員の食料と飲料水の確保

大規模災害が発生した場合、消防職員は真っ先に災害現場に駆け付け、市民の生命と財産を守り、被害を最小限に留める使命を負っています。長期に連続して消防・救急活動を継続するには、消防職員の精神力と体力が必須となります。とりわけ、消防職員が疲弊してしまうことは絶対に避けなければなりません。消防職員の食料及び飲料水を確保し、消防職員の健康・安全面を考慮した休憩や交替が課題となります。

10 改善された点

高齢化社会の進展とともに救急要請が増加の一途をたどっているが、これに対応するため、適宜救急隊の増加を図っています。

また、消防職員の増加も行っており、昭和49年当時82人だった職員の定数は、昭和53年に100人、昭和61年に154人、平成5年に180人、平成26年に190人、平成30年に200人、令和2年には222人へと改正されています。

第5章 基本理念・基本方針

1 基本理念

～勇気の翼～

あらゆる情勢変化にも対応できる消防力で市民の安心・安全を

消防庁舎建設にあたっては、少子高齢化や人口減少が進む社会情勢の中、救急を中心とした出動件数の増加や、消防分団員の減少に伴う地域消防力の低下への懸念、さらにはいつ起きるとも限らない大規模災害への備えなど、消防に求められる役割を確保し、将来にわたる市民ニーズに対応できるものとします。

また、建設後の維持管理ランニングコストを最小限に抑える仕様とするとともに、将来における大規模改修では居ながら施工ができる工夫をしていきます。

2 基本方針

(1) 市民の安心安全を守る防災拠点施設としての庁舎

- ・ 防災拠点施設として高い耐震性を保有するとともに、大規模災害時においても自立し、長期事業継続（BCP）⁴が可能な庁舎とします。
- ・ 高度な機能性を有し、適切な内部動線計画により効率的で迅速な業務遂行が可能な庁舎とします。



⁴ 事業継続計画（BCP）：行政機関における事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは災害などの非常時において、通常の業務を最低限必要なものだけに絞り込み、限られた業務資源の中、「災害対応が必要な業務」に確実に着手できるよう、平常時から戦略的に準備しておく危機管理の計画です。（流山市事業継続計画より）

（２）市民に開かれた庁舎

- ・ユニバーサルデザインを採用し、市民が利用しやすい施設計画とします。
- ・市民から親しみが持てるデザインとします。
- ・社会見学に適した施設とし、防災教育の普及に努めます。



明るく開放的な執務室



車いすや子供に対応した受付カウンター

（３）環境にやさしい庁舎

- ・本市が目指す「低炭素都市ながれやま」の実現に向け、環境負荷の低減、ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）^５の低減に努めます。
- ・２４時間使用される庁舎の特性に鑑み、省エネルギー特性に配慮し、ランニングコストの縮減を図ります。
- ・設備機器の更新や資機材の増加に柔軟に対応できることを念頭に計画します。



太陽光発電パネル

^５ ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）：製品や建物が作られてからその役割を終えるまでにかかる費用をトータルで捉えたもので、生涯費用と呼ばれているもの。

第6章 計画地の周辺の状況と概要

1 計画地の概要

計画地は、本市中部地域の^{おおぐろ}大畔地区にあり、TX「流山おおたかの森駅」から西に約1.3キロメートルの場所に位置します。市街化調整区域に位置付けられ、豊かな森や畑が広がる田園地域となっています。

周辺道路は、南側に市道220号線、都市計画道路3.2.25号線の都市軸道路が東西に結ばれています。令和5年度には（仮称）三郷・流山橋が開通し、県内外へのアクセスが飛躍的に向上できると期待されています。

都市計画道路3.2.25号線は千葉県において道路整備が進められており、西に向かって緩やかな傾斜勾配となっています。

整備計画では幅員32m、4車線道路の計画となっています。

計画道路の反対側は、プレキャストコンクリート工場があり、その奥に（仮称）千葉県立市野谷の森公園、および区画整理事業により確保された「市野谷の森」（24.1ヘクタール）が保存されており、市の鳥であるオオタカの営巣が確認されています。

計画地北側一帯は新たな市立小学校及び中学校を建設する計画で、小学校は令和元年10月に着工し、令和3年2月の竣工を、中学校は令和4年2月の竣工を予定しています。

また、北側には市道24018号線に面しており、学校新設に伴い、幅員5メートルに拡幅整備されます。

2 計画地の用途制限

- (1) 所在 流山市大字^{おおぐろ}大畔413番地先
- (2) 敷地面積 約4,908平方メートル
- (3) 用途地域 市街化調整区域
- (4) 許容建ぺい率／許容容積率 60％／200％
- (5) 防火地域 指定なし（第22条指定区域）
- (6) 高度指定 指定なし
- (7) 地区計画 なし

3 インフラの整備状況

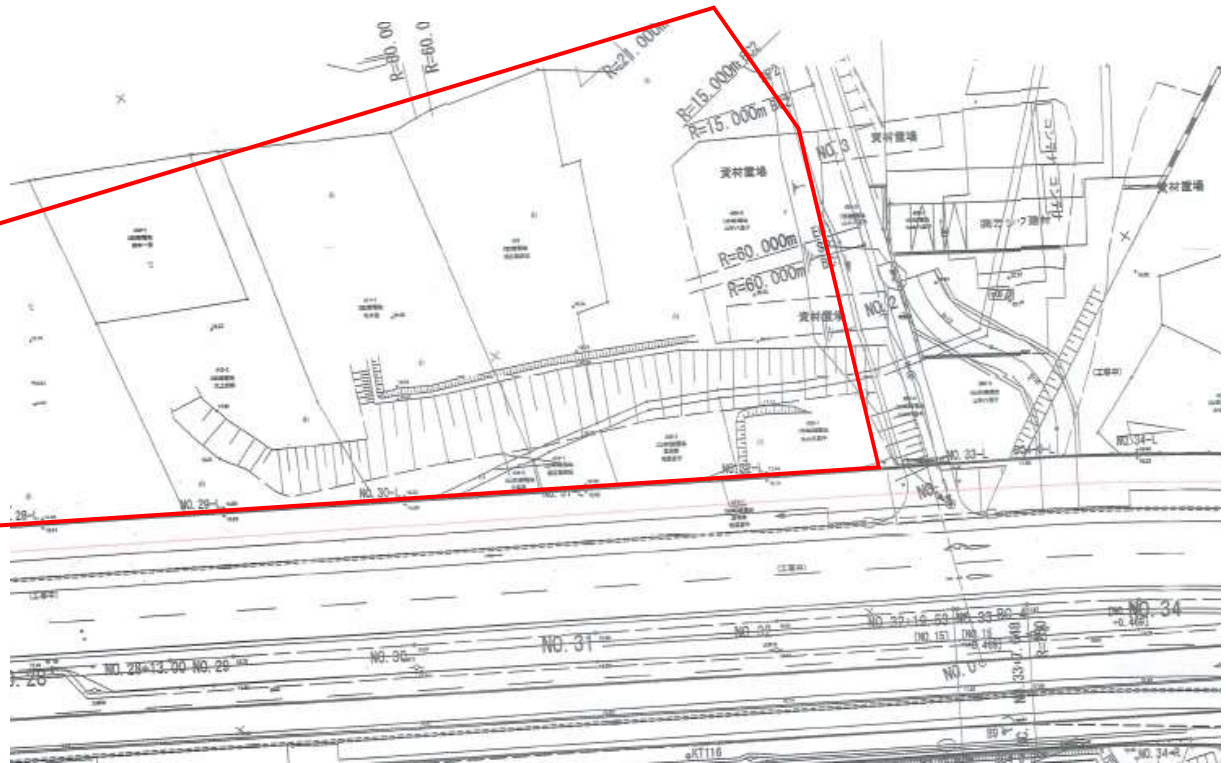
(1) 水道



(2) 下水道



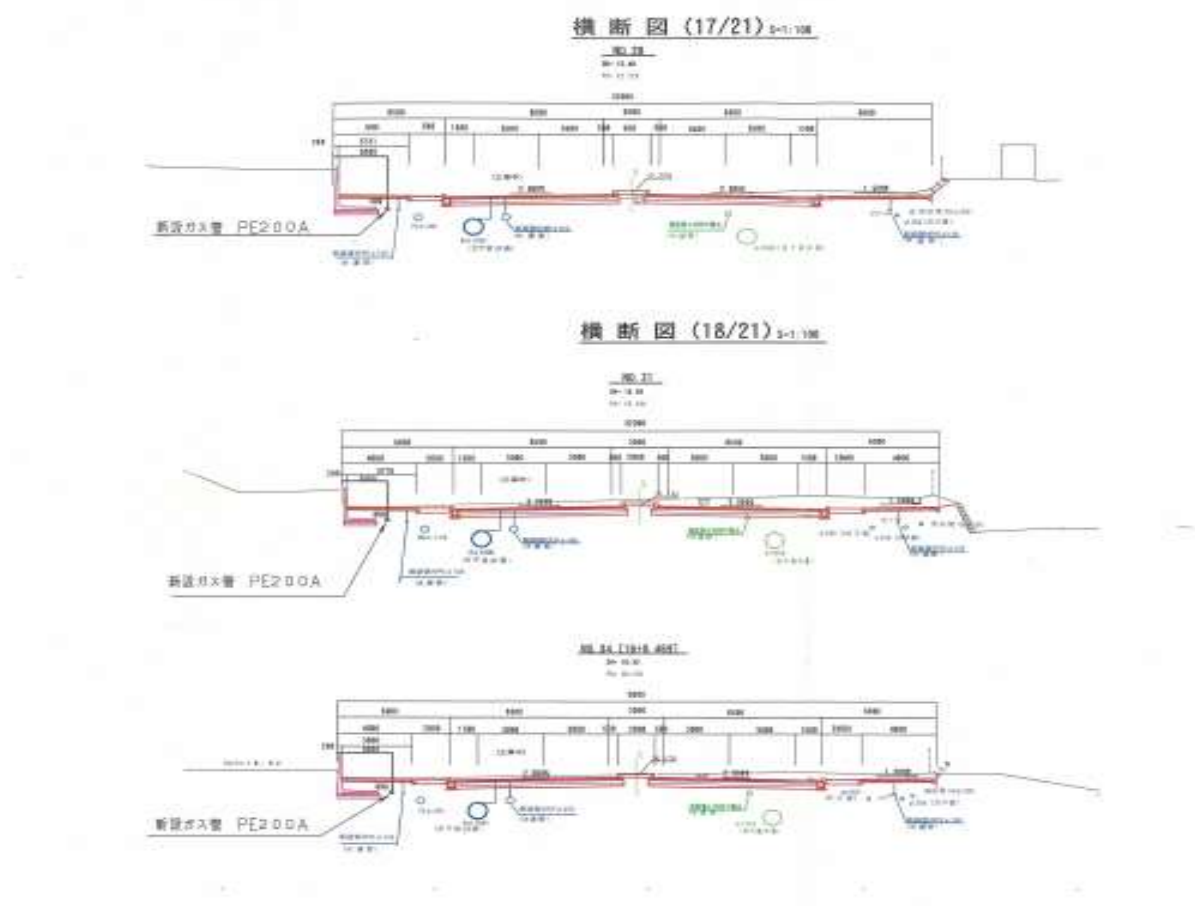
(3) ガス



(4) 雨水排水



(5) 都市計画道路



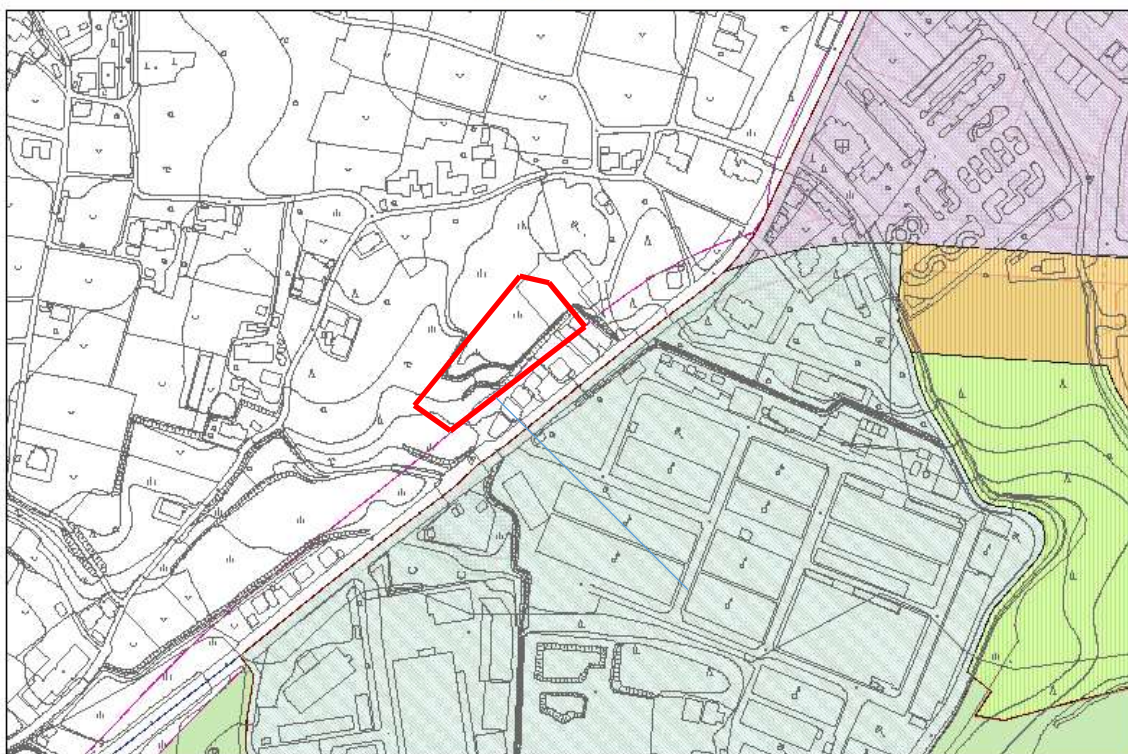
(6) 航空写真

航空写真



(7) 都市計画基本図

都市計画基本図



4 関係法令

- ・ 地方自治法、同施行令及び同施行規則
- ・ 建築基準法、同施行令及び同施行規則
- ・ 都市計画法、同施行令及び同施行規則
- ・ 消防法、同施行令及び同施行規則
- ・ 下水道法、同施行令及び同施行規則
- ・ 水道法、同施行令及び同施行規則
- ・ 水質汚濁防止法、同施行令及び同施行規則
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則
- ・ 大気汚染防止法、同施行令及び同施行規則
- ・ 騒音規制法、同施行令及び同施行規則
- ・ 振動規制法、同施行令及び同施行規則
- ・ 各種の建築関係資格法、建設業法、労働関係法及び関連施行令、施行規則
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同施行令及び同施行規則
- ・ 災害対策基本法、同施行令及び同施行規則
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び同施行規則
- ・ 工業標準化法及び同施行規則
- ・ 景観法、同施行令及び同施行規則

- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 千葉県福祉のまちづくり条例
- ・ 流山市開発事業の許可基準等に関する条例及び同施行規則
- ・ 流山市景観条例、流山市景観法及び流山市景観条例の施行に関する規則
- ・ 流山市広告物条例、同施行規則
- ・ 流山市個人情報保護条例及び同施行規則
- ・ 流山市防災会議条例
- ・ その他の関連法規・条例

5 要綱各種基準等

- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 建築工事安全施行技術指針
- ・ 建築工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・ 建築副産物適正処理推進要綱
- ・ 雑用水の利用促進に関する指導要綱（千葉県）
- ・ 日本工業規格
- ・ 流山市事業継続計画（BCP）
- ・ 流山市地域防災計画
- ・ 流山市国民保護計画
- ・ 流山市都市計画マスタープラン
- ・ 流山市都市景観形成基本計画
- ・ 流山市景観計画
- ・ 流山市環境基本計画
- ・ 流山市環境行動計画
- ・ 流山市地球温暖化対策実行計画
- ・ 生物多様性ながれやま戦略
- ・ 流山市緑の基本計画
- ・ 流山市グリーンチェーン認定基準
- ・ 流山市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 事業認定申請の手引き（第2版）国土交通省
- ・ 全国消防救助技術大会実施要領

第7章 施設整備方針

1 基本的条件

消防庁舎の特殊性を鑑み、次の機能について包括することを条件とします。

- (1) 防災拠点として耐震上、防火上安全な建築構造であり、かつ消防活動における初動態勢を確立できる機能
- (2) 一般行政機関としての機能
- (3) 24時間勤務体制としての職員の業務と生活の両面に配慮した機能
- (4) 各種災害等に対応するための訓練及び体力鍛錬を常時行うことができる機能

2 庁舎建築物の規模と構造

- (1) 規模は、4階建て延べ床面積約4,000㎡を標準とします。
- (2) 構造は鉄筋コンクリート造を標準とします。

3 施設づくりの考え方

(1) 防災拠点としての考え方

- ①あらゆる災害に対応できる機能・安全性を持ち、大規模災害においても自立して業務継続可能な庁舎（BCP庁舎）とします。
- ②大地震動に対する構造体の耐震安全性については、官公庁の総合耐震・対津波計画基準に準拠し次のとおりとします
 - ・耐震安全性の分類をⅠ類とします。
 - ・建築非構造部材の分類をA類とします。
 - ・建築設備の分類を甲類とします。
- ③防災拠点施設として高い耐震性を有する必要があることから、庁舎は免震構造を採用します。
- ④非常時自家用発電装置の4日間（96時間）の稼働を確保します。なお、非常用発電から電気が得られるコンセントの位置とそこで使用可能な電気機器の容量を確認し、各コンセントで使用する機器を予め設定します。
- ⑤敷地内に消防が所有する公用車用の自家用給油設備を設置し、ガソリンタンク容量（約12キロリットル）及び軽油タンク容量（約8キロリットル）を確保します。給油機には屋根を設け、夜間給油を可能にするため照明設備を設けます。
- ⑥災害時における災害対策本部その他各施設との通信手段の確保のため、双方向情報通信装置（MCA無線）を配備するほか、停電に左右されない電話回線を設置します。
- ⑦災害時におけるヘリコプター等での輸送に際し、目標となるヘリサインの標示をします。
- ⑧災害時における職員のトイレ対策として、雨水の再利用等を考慮した施設づくりとします。

(2) 市民利用としての考え方

- ①見学者に対応でき、防災教育の普及促進に資する庁舎とします。

- ②市民の安心安全を守る防災のシンボルとなるような庁舎とします。
- ③市民利用動線と消防活動動線とが交わらないよう区画を分離し、安全に配慮した配置計画とします。

(3) 環境への考え方

- ① 太陽光発電装置、太陽熱温水器により、自然環境への負荷の低減に努めます。
- ② 雨水の再利用等、水の涵養を考慮した施設づくりとします。
- ③ 流山市グリーンチェーン認定を取得します。
- ④ 施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むよう考慮します。

(4) 景観の考え方

- ① 公共施設の景観形成に関する事項（流山市景観計画等）を遵守し、周辺と調和する景観の形成に努めます。
- ② 基本設計において景観アドバイザーの意見を取り入れます。
- ③ 空調機の室外機等は屋上に集約し、ルーバー等で周囲を修景します。

(5) 設備計画の考え方

- ① 給水管、ガス管の地中埋設は極力控え、やむを得ず地中配管とする場合は電食等に耐えうる材料とします。
- ② LED照明、節水型便器など省エネルギー設備を採用するとともに、トイレや共用部には、人感センサーの導入により節電を図ります。
- ③ 敷地内に雨水貯留施設を設置します。
- ④ 庁舎内の空調は、電源自立型ガスヒートポンプ（GHP）型とします。
- ⑤ 冷房区画、暖房区画を明確にします。
- ⑥ 電話、テレビ・ラジオ放送受信設備（VHF、AM、FM）の設置のための配管、配線工事を行います。
- ⑦ 11人乗りエレベータを1基設置します。
- ⑧ 庁舎外部に防犯カメラを適宜配置します。
- ⑨ 近隣の火災に対応するため、40立法メートルの防火水槽を設けます。なお、取水口は、立上げ管と有蓋丸式で消防自動車容易に近づける場所とし、標識柱を設置します。

4 各諸室の考え方

(1) 玄関ホール

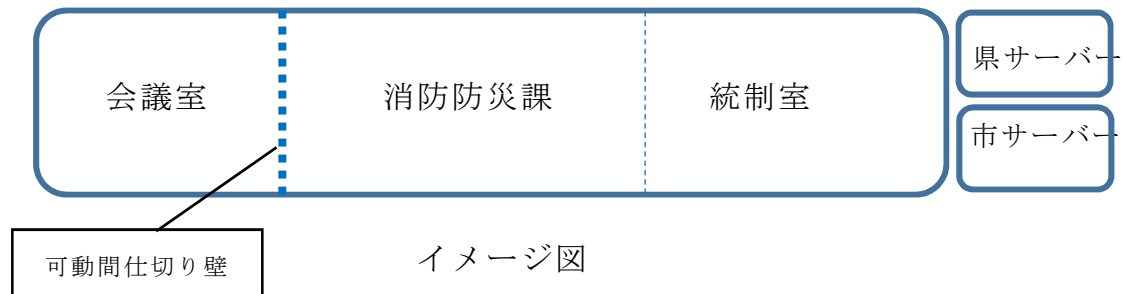
- ① 消防本部玄関には風除室を設けます。
- ② エントランスホールには受付室を設けます。
- ③ 来客用の庁内案内表示板およびカラー液晶画面付きインターフォンを設けます。

(2) 執務室

- ① 自然採光を積極的に取り入れ、照明負荷の削減に考慮した計画としま

す。

- ② 執務室は原則として床はフリーアクセスフロアとします。
- ③ 消防長室及び消防団本部室は、応接室としても使用し、消防本部の事務室に隣接させます。
- ④ 消防署長室は、応接室としても使用し、消防署の事務室に隣接させます。
- ⑤ 消防署事務室は２階に配置し、事務室から車庫を結ぶ動線を最短になるよう計画します。
- ⑥ 消防署事務室はフリーデスク仕様とし、省スペース化すると共に、在席する職員の効率的な事務運営を可能とします。
- ⑦ 消防本部２課（消防総務課、予防課）の事務室は３階に配置し、オープンカウンター形式としたうえ、必要とする机、キャビネット、書架、カウンター、相談スペース等を適正に配置します。
- ⑧ 消防防災課は消防署事務室に近接し、無線統制室、市サーバー室、県サーバー室を置きます。また、将来の機器の入れ替えを考慮し、消防防災課と会議室は一体とし、可動間仕切り壁で区分します。



統制室にある機器の更新時にはタイムラグを発生しないよう会議室に機器を設置することから、あらかじめ通信配線、電気配線のための空配管を設け将来に備えます。

- ⑨ ３階消防本部事務室内には６名が打ち合わせできるスペースを確保します。
- ⑩ 事務室内、会議室、多目的室内にピクチャーレールを設けます。
- ⑪ 予防課に近接して６～１２名が打ち合わせできるスペースを確保します。
- ⑫ 各課に市民からの相談や事業者等からの各種届出等进行处理するための相談コーナー（受付窓口）を設けます。

（３）書庫

- ① 保存文書、査察台帳等を保管する可動式の書棚を設けます。
- ② 可動式書架を収納できる床の耐荷重を設計します。

（４）会議室

- ① 各種会議、打合せを行えるよう会議室を設けます。
- ② 会議室は約２０人が収容できる広さとします。

（５）相談室

- ① 市民や事業者等からの相談を受ける相談室を設けます。

（６）事情聴取室

- ① 災害時に関する情報を関係者から聴取するため、間仕切り壁は遮音性能の有するものとします。
- ② 利用者が周囲から目立ちにくい場所に配置します。

(7) 火災原因調査室

- ① 火災時における原因調査を行う室を設けます。
- ② 火災原因となった収去物を洗浄することから、床、壁は防水仕様とし水栓を設けます。
- ③ 1 階車庫の査察調査車に近接した位置に設けます。

(8) 更衣室

- ① 更衣室は男女それぞれ個別に区画された室を配置します。

(9) トイレ

- ① トイレは男女個別に各フロアに設けるほか、誰でも利用可能な多機能型トイレを設置します。便器、手洗い器は節水型自動水栓とします。
- ② 大便器は、全て洋式とし、温水洗浄暖房便座付きとします。
- ③ 小便器は、低リップタイプとします。

(10) 湯沸かし室

- ① 湯沸かし室は、2 階から 4 階の事務室に近接した場所に配置し、流し台、電気温水器による給湯設備を設けます。
- ② 冷蔵庫、電子レンジ用の専用コンセントを設置します。
- ③ 湯沸かし室に近接して冷水器を設置します。
- ④ 湯沸かし室に近接して自動販売機コーナーを適宜設置します。

(11) 車庫

災害活動で最も重要である消防・救急車両をはじめ、各種装備品や資機材を保管する機能を有するものであり、次の条件を満たすものとします。

- ① 消防署事務室から車庫までの動線上に出動指令書を受け取るスペースを設けます。
- ② 災害活動を安全かつ容易にでき、かつ日常の点検、清掃を行うため、前面道路と車庫との間に空地スペース（水槽付き消防ポンプ車全長程度）を設けます。
- ③ 車庫の有効天井高さは 5 メートル以上確保する。
- ④ 車庫内は、防犯、防塵、対候性を考慮し、前面はオーバーヘッドドアとするなど、出庫の際に短時間に開放できる仕様とします。その他の開口部はシャッター等を設けます。
- ⑤ 参考資料 1 消防車両の配置状況（常備）に記載の車両 19 台のうち 15 台（連絡車 5 台は除く。）が駐車できるものとします。
- ⑥ 消防車両と内壁との有効幅員は 2 メートル程度確保し、出動動線を確保します。
- ⑦ 排気ガスを容易にかつ、効率的に排気できるガラリ、換気装置を設けるものとします。
- ⑧ 地震時の揺れで車両相互がぶつかり破壊されることのないよう縦方向

1. 0メートル程度、両側1.0メートルの離隔距離を確保します。
- ⑨ 床は滑りにくい仕上げとし、適宜水勾配を設けます。
- ⑩ 装備品格納庫を隣接させます。

(12) 出動準備室

- ① 出動準備室は車庫に隣接し、防火衣収納庫は、70名分を格納できるものとします。

(13) ボンベ収納庫

- ① ボンベ収納庫は車庫に隣接し、ボンベを収納する堅牢な棚を設置し、現有する移動式呼吸器用高圧エア・コンプレッサー（モーター仕様）を配置します。

(14) 消防用資機材格納庫

車両装備品、救助用資機材、防災指導用具を保管する一般用と救急資材を保管する救急用に分けて格納できる機能を有することとします。

① 消防用装備品格納庫及び救助用装備品格納庫

- ・車庫内に面して設ける。
- ・物品保管用の強固な棚を設ける。保管する機材に応じた棚の大きさとし、
- ・天井スラブ上は、ボート置き場等の資材を保管でき、その搬出を容易にできる設備（ホイスト等）を設ける。

② 救急用装備品格納庫

- ・救急消毒室及び車庫に隣接して設ける。
- ・換気設備を設けるなど衛生面に最大配慮した構造、内装とします。
- ・薬品、包帯その他救命処置用器具が倒落やこれによる漏れが生じることなく保管できるよう配慮する。

(15) 救急消毒室

- ① 救急消毒室は、救急活動における搬送者等からの感染防止を図るための機能を有し、併せて救急隊帰所後、最短距離でストレッチャー等を洗浄、消毒できるよう配置するものとします。
- ② 入り口ドアの開閉は、直接手で触れなくても容易に開閉できる設備とし、作業性に配慮した構造とします。
- ③ 二層式流し台を設置します。そのうち一層は、深型で手洗い及び血液や汚物等で汚れた資機材を洗浄できるものとし、他の一層は、消毒剤を浸し、消毒できるものとします。下部には感染症廃棄物を収納できる専用の20リットル容器（H350×W400×D230）を備え付けます。
- ④ 洗浄した資機材を滅菌するための前作業を行うため、作業台を設けます。
- ⑤ 血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄、乾燥するための洗濯乾燥機を設けます。

- ⑥ ストレッチャーを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置します。
- ⑦ ストレッチャー洗浄部分に排水口を設けます。
- ⑧ その他、各種機器等については、救急一覧に基づき設置します。

(16) 多目的室

- ① 防災教育の普及促進、普通救命救急の講習会等の開催、消防団との連携協議、各消防署との会議など様々な目的で大勢の方々が多目的に利用することができる200人収容可能な多目的室を設けます。
- ② 多目的室の床は、フローリング仕上げとし、軽スポーツの利用を可能とします。
- ③ スクリーン利用を考慮して、カーテンは遮光性のあるものとします。
- ④ 放送設備、常設スクリーン及びプロジェクターを設置します。
- ⑤ パーテーションで中室に分けられる構造とします。

(17) 収納庫

- ① 会議用テーブル会議用椅子、放送設備を収納できる収納庫を多目的室に設けます。
- ② 講習会資材等の収納を考慮します。

(18) 筋力トレーニング室

- ① 消防職員が災害活動に従事するうえで必要な体力及び技術を鍛錬、向上させるための訓練やトレーニングを実施できる機能を有するものとします。
- ② 訓練、トレーニングにおいて、容易に破損しない内装とし、床面の強度を考慮します。
- ③ バーベル、筋力マシン、懸垂用鉄棒等の使用に配慮します。

(19) 仮眠室

- ① 男女各専用個室を設置します。
- ② 車庫に通じる動線は、安全かつ容易に短時間で到達できる位置に配置します。
- ③ 遮音性に優れ、窓等開口部には遮光カーテンを設けます。
- ④ 個室に個別のエアコンを設けます。
- ⑤ 女性用仮眠室は防犯用セキュリティーロックの仕様とします。
- ⑥ 救急隊仮眠室は1階に配置します。
- ⑦ 空調は2室で1の室内機を設け、温度管理ができる仕様とします。

(20) 厨房兼食堂

- ① 職員が食事をし、休憩できる機能と設えに考慮します。
- ② 食堂内に手洗い器を設けます。
- ③ 厨房には、流し、電磁調理器 2 ロコンロを 2 台設け、清掃しやすい内装とします。電子レンジ 2 台、冷蔵庫 2 台の置き場を確保し、専用コンセントを設けます。
- ④ 食器棚、食品庫は、地震時に倒れないよう原則として作り付けとします。扉は安易に開放しないようロック機能を設けます。
- ⑤ 食堂は、消防本部及び消防署の各職員用を設置します。

(2 1) 休憩室

- ① 靴を脱いで自由に休憩できるスペースを設けます。
- ② 食堂に隣接して設置します。

(2 2) 洗面所

- ① 男女各専用室を設置します。
- ② 洗面カウンターを設け、コンセントを配置します。
- ③ 給湯設備を設けます。

(2 3) 浴室、脱衣室

- ① 男女各専用室を設置します。
- ② 職員が災害出動、訓練等により汚れた体を清潔に保つための機能を有するものとします。
- ③ 男女専用室を設置します。男性用は、住宅用ユニットバス 1 室と住宅用ユニットシャワー 3 室を、女性用は住宅用ユニットバス 1 室を設けます。
- ④ 湿気等による腐食しない内装とし、耐久性があり、衛生的で清掃のしやすさを考慮します。
- ⑤ 十分な換気が確保できるような設備とします。

(2 4) 洗濯乾燥室

- ① 浴室、脱衣所に近接して洗濯室を設けます。
- ② 洗濯パン 4 台（男子用 3 台、女子用 1 台）を設けます。ただし、女子用の 1 台は女子脱衣室内に設けます。
- ③ ガス式乾燥機用ガスコック、洗濯機および乾燥機専用コンセント、アースを設けます。
- ④ 防火衣専用大型洗濯機を設けます。

(2 5) 災害用資機材庫

- ① 災害発出時への対応、資機材等を保管するため備蓄庫を設けます。
- ② 備蓄品搬出入の際に、車両等が搬入口近くに寄せることができるようにします。
- ③ 各壁面に棚を設置します。
- ④ 防虫防蟻、換気に配慮します。

(26) 機械室

- ① 受変電設備、受水槽、自家用発電機設備等を設置する機械室を設けます。
- ② 設置場所については、浸水防止措置に配慮します。

(27) 清掃員控室

清掃員控室は、清掃員1～2名程度休憩できるほか、清掃用具を保管する室を設けます。各階トイレ内には清掃用具入れを設けます。

(28) 危険物倉庫

- ① 第4類危険物の数量に応じ、耐火造の危険物倉庫を設けます。

(29) 倉庫

- ① 消防本部、中央消防署とも倉庫を適宜設けます。
- ② 配置に際しては、スペースの有効活用に努め、階段下などについても検討を行います。

5 庁舎以外の考え方

(1) 庁舎棟別建築物

- ① 庁舎車庫とは別に連絡車5台の駐車場を設けます。(参考資料1 消防車両の配置状況(常備)を参照)
- ② 自転車40台、バイク20台が駐車可能な屋根付き自転車駐車場(職員用と来客用を兼用。)を設けます。
- ③ 分別したゴミを収容できるごみ集積所(ゴミストッカー)を設けます。収集車が近くまで寄り付ける位置に配置します。

(2) ホースタワー

- ① ワイヤーを用いたハンガー式を原則とし、1回の使用で30本程度のホースを吊るすことができる構造とします。
- ② 下部にホースを洗浄する洗い場を設けます。
- ③ 運転時の騒音が極力発生しにくい構造とします。
- ④ 長期間の使用に耐えうる部材等を使用します。

- ⑤ 保守点検が安全かつ容易にできるものとします。

(3) 訓練塔

- ① 訓練塔の構造は鉄骨造とし、訓練塔Aは原則として高さ17メートル、訓練塔C塔は高さ7m塔屋3mを確保します。
- ② 各訓練塔は、「はしご登はん訓練」、「ロープ応用登はん訓練」等、全国消防救助技術大会実施要領に示す基準に適合すると共に、アンカー等付帯設備を含めて整備します。
- ③ B塔の機能は消防庁舎に持たせることとします。庁舎B塔エリアから地上までの外部階段を設けます。
- ④ 庁舎B塔エリアから訓練塔A塔を経由して、C塔への渡り廊下を設けます。床面の高さは7mとします。
- ⑤ 登はん訓練で使用する壁面は、フレキシブルボード張りとし、補修交換が容易にできる構造とします。
- ⑥ 救助施設側前面は、訓練に必要な空地を確保します。
- ⑦ 訓練塔とホースタワーを兼用することは可とします。
- ⑧ 訓練塔1階には、救助資機材庫を設けます。
- ⑨ 高層訓練塔と低層訓練塔の間にブリッジ線及び安全ネットを展張できるように設けるとともに、収納スペースも設けます。
- ⑩ 高層階対応訓練用に連結送水管及び消火訓練フロア（防水仕様）を設けます。
- ⑪ 高層訓練塔の各階に開口部を設け、救出訓練をできるようにします。
- ⑫ 横坑訓練用に煙道を設けます。
- ⑬ 立坑訓練用スペースを設けます。
- ⑭ 訓練塔各階のすべての柱には、コーナーガード等の保護材を設け、階段は、すべり止めの措置を講じ、手すりを設けます。

(4) 外構

- ① 前面道路と車庫との間に空地スペースは重量車両の車庫入れや切り返しに耐えうる仕様とし、若干の勾配をとり、雨水が滞留しないようにします。また、洗車のための排水設備及びオイルトラップを設けます。
- ② 消防訓練用として、必要に応じ敷地周辺に照明設備を設けます。また、緊急出動時に道路通行車両等へ注意喚起を行うため、文字及び音声表示等による表示設備を設置します。
- ③ 前面道路を除く敷地境界は防犯のためフェンス等で囲います。
- ④ 一旗掲揚塔、時計を設置します。

- ⑤ 来客用駐車場スペースを極力確保します。
- ⑥ 広報のための屋外掲示板を前面道路に面して設置します。
- ⑦ 植栽は、将来にわたり維持管理が容易な樹種とします。
- ⑧ 散水栓を適宜設けます。



6 諸室の規模・面積と設備

(1) 庁舎の諸室規模・面積と設備

諸室名		室数	室面積 (㎡)	電話	LAN	フリー アクセス フロア	T V	インター フォン	放送 設備	空調	給水	給湯	備 考
消 防 本 部	消防長室	1	40.5	○	○	一部	○		○	○			4.5 ㎡*1 名*換算率 9
	消防団本部室	1	22.5	○	○	一部	○		○	○			4.5 ㎡*1 名*換算率 5
	本部事務室	1	258.5	○	○	○	○	○	○	○			5.5 ㎡*(32 名+3 名*換算率 5)
	統制室	1	50.0	○	○	○	○		○	○			
	会議室	1	50.0	○	○	○	○		○	○			2.5 ㎡*20 名
	県サーバー室	1	10.5		○	○				○			3.5*3.0 電力子メーター要
	市サーバー室	1	10.5		○	○				○			3.5*3.0
	打合せスペース 1	1	14.5		○				○	○			予防課用
	打合せスペース 2	2	16.0										総務課用・防災課用
	相談室	1	20.0		○				○	○			防音仕様
	書庫	1	50.0						○				
	事情聴取室	1	20.0	○	○				○	○			防音仕様
	火災原因調査室	1	15.0	○					○	○	○		防水仕様
	多目的室	1	300.0	○	○		○		○	○			1.5 ㎡*200 人収容
	収納庫	1	50.0										椅子、机、放送設備収納
	男子更衣室	1	28.0						○				0.8 ㎡*35 名

諸室名		室数	室面積 (㎡)	電話	LAN	フリー アクセス フロア	T V	インター フォン	放送 設備	空調	給水	給湯	備 考
消 防 本 部	女子更衣室	1	7.0						○				0.8 ㎡*6 名 + α
	男女トイレ 2F～4F	各 4	128.0								○	○	18 ㎡*2*3+身障 10 ㎡*2
	湯沸かし室	3	26.0								○	○	8 ㎡*3+自販機 2 ㎡
	食堂	1	30.0	○	○		○		○	○			1.5 ㎡*20 名
	エレベータ室 11 人乗り	1	46.0										(3.0*2.5m+前室 4 ㎡)*4F
	倉庫	—	50.0										分散可
中 央 消 防 署	消防署長室	1	22.5	○	○	一部	○		○	○			4.5 ㎡*1 名*換算率 5
	署事務室	1	252.0	○	○	○	○	○	○	○			4.5 ㎡*70 名*0.8 フリーデスク
	受付室	1	6.0	○	○				○	○			
	男子仮眠室	1	240.0	○				○ 責任者	○	○			8 ㎡*30 名
	女子仮眠室	1	24.0	○					○	○			8 ㎡*3 名
	厨房兼食堂	1	72.5	○	○		○		○	○	○	○	1.5 ㎡*35 名+厨房 20 ㎡
	男子浴室・脱衣室 洗面所、洗濯乾燥室	各 1	60.0						○		○	○	2F 男子用
	女子浴室・脱衣室 洗面所、洗濯乾燥室	各 1	30.0						○		○	○	2F 女子用

諸室名		室数	室面積 (㎡)	電話	LAN	フリー アクセス フロア	T V	インター フォン	放送 設備	空調	給水	給湯	備 考
中 央 消 防 署	筋力トレーニング室	1	30.0	○					○	○			
	男子更衣室	1	56.0						○				0.8 ㎡*70 名
	女子更衣室	1	6.0						○				0.8 ㎡*4 名 + α
	男子休憩室	1	20.0						○	○			10 帖程度、押入れ含む。
	女子休憩室	1	12.0						○	○			6 帖程度、押入れ含む。
	男女トイレ 1F	1	18.0						○		○	○	18 ㎡*1 か所
	車庫	1	702.0						○		○		13*4.5*6 台、10*4.5*3 台 8*4.5*6 台
	出動準備室	1	133.0						○				防火衣収納庫 35 個*3.8
	ボンベ収納庫	1	20.0						○				
	消防用装備品格納庫	1	60.0						○				
	救助用装備品格納庫	1	40.0						○				
	救急装備品格納庫	1	40.0						○				
	救急消毒室	1	30.0						○	○	○	○	
	災害用資機材庫	1	50.0						○				
	洗濯乾燥室	1	20.0						○		○	○	1F 消防活動用
	倉庫	—	50.0										

諸室名		室数	室面積(m ²)	電話	LAN	フリー アクセス フロア	T V	インター フォン	放送 設備	空調	給水	給湯	備 考
そ の 他	清掃員控室	1	10.0						○	○	○	○	清掃用具入れ含む。
	機械室	1	80.0						○		○		電気室、ポンプ室 非常用自家発電設備
	危険物倉庫	1	12.0										3.0*4.0
	通路共用部	1	666.0						○	一部			全体の約 20%
合計			4000.0										

(2) 庁舎棟別の諸室規模・面積と設備

諸室名		階 数	室面積 (m ²)	電話	LAN	フリー アクセス フロア	T V	インター フォン	放送 設備	空調	給水	給湯	備 考
棟 別 建 築 物	連絡車庫	1F	75.0								○		6m*2.5m*5 台
	自転車駐車場	1F	100.0										自転車 1.5 m ² *40 台 バイク 2.0 m ² *20 台
	訓練塔 A	5F	120.0						○				H=17.0m
	訓練塔 C	2F + PH	288.0						○				H=7.0m + 3.0m
	渡り廊下		58.0										H=7.0m、W=2.0m*L=29.0m
合計			641.0										

1 消防車両の配置状況（常備）

参考資料

		種別	車名	級別	型式	車両重量 (kg)	車両総重量 (kg)	車両サイズ(mm) 長さ×幅×高さ	別棟 車庫
消防本部	1	連絡車	トヨタヴォクシー		DBA-AZR60G	1510	1950	4580×1690×1850	◎
	2	連絡車	日産ADバン		DBF-VY12	1140	1715	4390×1690×1500	◎
	3	連絡車	日産キャラバンロング		GE-VPGE24	1550	2965	4690×1690×1950	◎
	4	査察車	日産ウイングロード		DBA-Y12	1190	1465	4410×1690×1750	
	5	査察調査車	トヨタヴォクシー		DBA-ZRR70G	1570	1845	4590×1690×1850	
	6	指導車	ダイハツハイゼット		EBD-S321V	920	1380	3390×1470×1870	
	7	指令車	日産エクストレイル		DBA-NT32	1530	1805	4640×1820×1950	
	8	団指令車	三菱パジェロ		LA-V73W	2100	2485	4770×1890×2040	
	9	団長連絡車	トヨタノア		DBA-ZRR80G-ARXEP	1570	2010	4695×1695×1825	◎
中央消防署	10	普通ポンプ車	日野デュトロ	A2	BDG-XZU378M(CD-1 型)	5240	5515	5730×1970×2700	
	11	化学車	日野レンジャー	A2	LDG-FE7JGAA	9670	12020	7250×2300×3020	
	12	梯子車	日野 KC-PR4FPDF	A2	KC-PR4FPDF	19680	20010	11230×2490×3600	
	13	救助工作車	日野レンジャー		BDG-GX7JGWA 改	10470	10800	7580×2300×3100	
	14	大型水槽車	日野プロフィア	B3	BDG-FR1APYA	11290	21455	9500×2480×3100	
	15	高規格救急車 1	日産パラメディック		CBF-FPWGE50 改	2910	3295	5640×1900×2460	
	16	高規格救急車 2	日産パラメディック		CBF-FPWGE50 改	2910	3295	5640×1900×2460	
	17	指揮車	トヨタレジアスエース		CBF-TRH221K	2060	3240	5380×1880×2420	
	18	大型バス	トヨタコースター		2KG-XZB70-ZRTQH	3920	5515	6990×2080×2635	
	19	連絡車	日産セレナ		DBA-C27	1620	2060	4690×1690×1860	◎

2 機械器具の保有状況

参考資料

(1) 消防・救助用具等

令和元年度版

機械器具名	保有数量	
	消防本部	中央消防署
ライフジャケット	0	18
フォグガン	0	4
フォームショットガン	0	1
ポートタワー	0	1
大型油圧救助器具	0	2
マンホール救助器具	0	0
マット型空気ジャッキ	0	1
エアーソー	0	1
エンジンカッター	0	1
チェーンソー	0	5
救命索発射銃	0	1
緩降機	0	2
ファイバースコープ	0	1
酸素呼吸器	0	5
送排風機	0	1
加圧排煙機	0	1
スケッドベーシックレスキューシステム	0	1
インパルス	0	1

(2) 救急用器具

機械器具名	保有数量	
	消防本部	中央消防署
手動式人口呼吸器（BVM）	0	8
電池式吸引機	0	3
スクープストレッチャー	0	4
静脈採血駐車モデル	0	0
背板	0	3
バックボード	0	7
観察モニター	0	3
血圧計	0	6
喉頭鏡	0	5

輸液ポンプ	0	3
半自動除細動器	0	3
蘇生訓練生体シュミレーター	0	1
自動心臓マッサージ機（ルーカス）	0	1
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	0	0
血糖値測定器	0	3

（３）測定器具

機械器具名	保有数量	
	消防本部	中央消防署
複合ガス測定器	0	6
有毒ガス検知器	0	1
ピトーゲージ	1	0
ロープ張力計	0	1
放射線測定器	4	4
個人線量計	16	12
ノズル水圧測定器	1	0
北川式ガス検知器	1	1

（４）その他

機械器具名	保有数量	
	消防本部	中央消防署
エアーテント	2	0
移動貯水槽（組み立て式）	0	1
化学防護服	0	8
放射線防護服	0	4
防毒服	0	4
耐熱服	0	8
オイルフェンス	0	2
レサシアン	0	4
レサシジュニア	0	4
レサシベビー	0	6
応急手当訓練用 A E D	0	6
舟艇	0	1
圧縮空気充填装置	0	1

削岩機	0	1
-----	---	---

